

栃木県会計年度任用職員（業務支援員）募集要項

栃木県生活文化スポーツ部県民協働推進課では、会計年度任用職員（業務支援員）の募集を行います。

1 採用予定人員、勤務場所及び仕事の内容

採用予定人員	勤務場所	仕事の内容
1名	栃木県生活文化スポーツ部 県民協働推進課 宇都宮市埜田1-1-20 (県庁本館7階南側)	・青少年応援（結婚支援）イベントの企画調整、チラシ作成等広報関係用務 ・通知等の資料作成、参考資料等の調査等 ・その他事務作業補助

2 勤務条件

- (1) 任期 令和6(2024)年8月1日から令和7(2025)年3月31日まで
※ 採用後、1か月間は条件付採用期間（試用期間）となります。なお、1か月の勤務日数が15日に満たない場合には、15日に達するまで延長します。
- (2) 勤務時間 月曜日から金曜日（週30時間）
午前9時00分から午後4時00分まで
※1 午後0時から午後1時までは休憩時間です。
※2 原則、時間外勤務はありません。
- (3) 休日 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日
- (4) 給与
① 月額 128,980円（月途中での採用の場合は、日割りによる支給）
② 地域手当 4,514円 当方規程により毎月支給します。
③ 通勤手当 当方規程により通勤手当を支給します。
④ 期末手当 当方規程により、一定条件を満たした場合、期末手当を支給します（1回：12月）。
⑤ 勤勉手当 当方規程により、一定条件を満たした場合、勤勉手当を支給します（1回：12月）。
⑥ 超過勤務手当 勤務時間外に業務に従事した場合、当方規程により超過勤務手当を支給します。
- (5) 有給休暇 当方規程により、年次休暇等を付与します。
- (6) 社会保険 雇用保険、共済組合（短期給付）、厚生年金保険に加入します。
災害補償については、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」によります。
- (7) 職務 地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることとなります。

3 募集対象

次の（1）から（3）の全てを満たす人

- (1) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人
(次のいずれにも該当しない人)
- ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 栃木県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

- (2) パソコン操作（ワード、エクセル、パワーポイント、メールソフト等）が可能な人
- (3) 積極的に業務に取り組む意欲がある人

4 受付期間

令和6(2024)年7月10日(水)から令和6(2024)年7月19日(金)まで

※応募者を一定数確保できた場合は受付期間前に募集を締め切る場合があります。

5 選考方法

書類審査のほか、就労への意欲や適性などについて個別に面接を行います。

- (1) 日 時 応募後相談
- (2) 場 所 宇都宮市埜田 1-1-20 (県庁本館7階南側)
栃木県生活文化スポーツ部県民協働推進課

6 申込方法

次の書類を下記の送付先まで郵送又は持参してください。【令和6(2024)年7月19日(金)必着】

- (1) 履歴書(写真付)

※履歴書は市販のもので結構です。

※自筆で必要事項を記入してください。

- (2) 持参の場合には、平日の午前8時30分～午後5時15分の間にお越しください。
 - (3) 郵送の場合には、表に「会計年度任用職員選考申込」と書いた封筒に入れてください。
 - (4) 提出された書類は返却しません。
- なお、採用されなかった応募者の書類は破棄しますので御了承ください。

○応募書類の送付・提出先

〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20 (県庁本館7階) TEL028-623-3031
栃木県生活文化スポーツ部県民協働推進課

7 結果の発表

選考結果については、電話等で御連絡いたします。

※ 連絡先は、面接時に確認します。

栃木県庁案内図



問い合わせ先

生活文化スポーツ部 県民協働推進課

電話 028-623-3031